

# 地区防災計画作成の手引き

令和8年2月  
渋川市

## 目次

1 はじめに .....	1
2 地区防災計画とは .....	2
3 地区防災計画に定める内容 .....	2
4 地区防災計画の作成方法 .....	3
5 計画提案制度 .....	4
6 地区防災計画策定後の取り組み .....	4
7 最後に .....	5

### 策定・改定経過

- ・令和8年2月 策定

## 1 はじめに

災害が発生した場合、市や消防機関等は、全力をあげて救出活動等を行います。

しかし、近年の大きな災害で明らかなように、発生直後は、公共機関による救出救護等の対応が十分に行き届かない、公助の限界があります。また、個人の活動にも限界があります。

そのときに生活地域の居住者を中核とした人と人とのつながり（以下、地域コミュニティという）を母体とした自主防災組織等が中心となり地区住民同士で助け合う「共助」が地域の命を守ります。

突発的な災害に地区住民が助け合い・支え合う具体的な行動について、自主防災組織等を中心に住民自らが共に考え、あらかじめ地区防災計画として作り上げておくことは極めて重要です。

すでに、避難タイムライン（避難行動計画）策定の取り組みで地域の災害や防災マップの作成、避難の方法など自助の視点での防災は検討されています。

その資料を参考に自主防災組織等の共助の活動に主眼を置き、人的被害の軽減を目指し地区防災計画を作成しましょう。

地区防災計画は、地域コミュニティが行う自発的な防災活動に関する計画で、災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2の規定に基づき、作成した地区防災計画の素案を渋川市地域防災計画へ定めるよう、渋川市防災会議に対して提案（計画提案といいます）を行うことができます。

なお、地区防災計画の素案の内容は、災害対策基本法で定めるように、渋川市地域防災計画に抵触しないものとされています。

また、地区防災計画の提案にさきがけて、計画の範囲である地区住民等からの十分な理解や合意がなされている必要があります。

渋川市防災会議に提案していただいた地区防災計画は「地区防災計画の提案に係る手続きについて」に記載しています流れに沿って、渋川市防災会議において審議をいたします。

審議の結果、渋川市地域防災計画に定める必要があると認められた時は、渋川市地域防災計画の附則に地区防災計画名や策定年月等を掲載します。加えて、個人情報是非公開とし掲載可否を確認した上で、市公式ホームページに掲載させていただきます。

地区防災計画作成の進め方や範囲、手続きについて、渋川市に事前相談をしてください。

## 2 地区防災計画とは

近年の災害を教訓として、共助による地域防災力強化の観点から、平成 25 年災害対策基本法改正において、地域コミュニティの地区居住者等による防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

### (1) 地域コミュニティ主体の計画

地区居住者等が活動する地域コミュニティが主体となり自発的に行われる防災活動に関する計画で、地区居住者等が自ら計画の素案を作成し、渋川市防災会議に計画の提案を行い地域防災計画に反映することができる住民参加型の仕組み（計画提案）です。

### (2) 地区の特性に応じた計画

地区の特性をよく知っている地区居住者の方々が、ご自身の地域コミュニティ（地区）の活動内容やレベル、経験等に応じて記載内容を自由に決めことができ、地区の実情に即した地域密着型の計画となります。

### (3) 継続的に地域防災力を向上させる計画

地区防災計画は、単に計画を作成することだけが目的ではありません。日頃から地区居住者等が力を合わせて計画に基づいた防災活動を実行するとともに、定期的に評価や見直しを行い、防災活動を継続する計画となっていることが重要です。

## 3 地区防災計画に定める内容

地区における過去の災害事例やハザードマップ等の被害想定を踏まえ、想定される災害について検討を行います（すでに、多くの自治会では避難タイムライン作成の取り組みで検討済みです）。想定される災害の範囲や深刻度に基づき活動主体のレベルにあわせた防災活動の内容とします。

主な内容は以下のとおりです。

- ・ 対象地区の範囲が明確になっていること
- ・ 活動の目的、目標が決まっていること
- ・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）を示していること
- ・ 各種ハザードマップを参考としていること
- ・ 平常時、災害時（安否確認や避難行動など）の活動を検討していること
- ・ 計画の見直しについて定めていること

※特に、突発的に発生する地震災害への初期対応として、住民同士の助け合いによる人的被害の軽減に向けた対応などが検討されると、より実効性のある計画となります。

## 4 地区防災計画の作成方法

実際に地区防災計画を作成する流れを示します。実際に地区防災計画を作成したい組織がありましたら、まずは渋川市に相談してください。地区防災計画に関する資料の提供や作成会議への参加など、可能な範囲で支援等を行います。

ここで、自治会（自主防災組織）として地区防災計画の作成を進める例を示します。すでに、避難タイムラインの取り組みが済んでいますので、大きな作業ではありません。

### (1) 「地区防災計画」作成体制を構築します

計画を作成するチームをつくります。自治会や自主防災組織の役員・自主防災リーダー・消防団・女性防火クラブ・民生委員児童委員など、多様な機関の方々が関わる10～15名のチームがベストです。そこに渋川市からアドバイザー1名が加わります。

### (2) 地区防災計画の内容を定めます

ア 計画の範囲を定めます（自治会や自主防災組織などを単位とした範囲）

イ 活動の目的、目標を定めます（地区における防災活動の課題を整理することで目的を明確にし、課題を解決するための具体的な目標を設定します。地区の課題の収集としては、地域の住民に参加していただき「もし、災害が発生したら何が不安なのか?」「どのような仕組みがあれば、日々安心して過ごせるのか」などを自由に話し合えるワークショップやアンケートを行う方法などもあります）

ウ 地区の特性（自然特性及び社会特性）を把握します（すでに、多くの自治会で避難タイムライン作成時に明確としていますので、特段の検討の必要はありません）

エ 各種ハザードマップを参考とします（すでに、多くの自治会で避難タイムライン作成時にハザードマップを参考とした防災マップが作成されていますので、特段の作業の必要はありません）

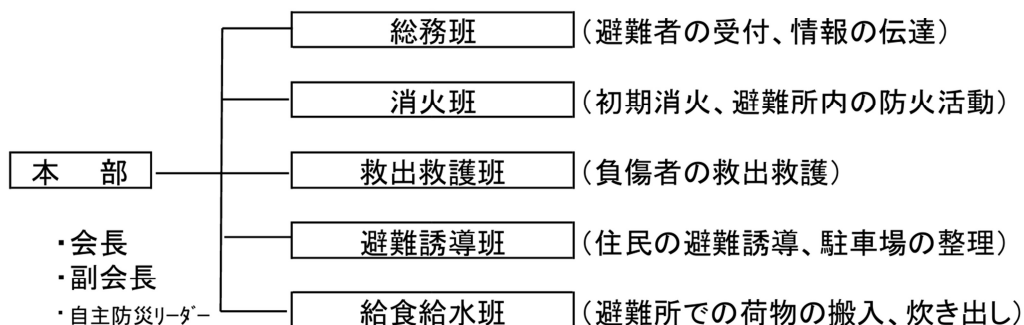
オ 平常時、災害時（安否確認や避難行動など）の活動を定めます。特に、地震災害を想定し、自主防災組織等を中心とした迅速な安否確認や地域コミュニティによる救助活動、そのために平時で行っておくことなど実効性のある防災活動体制を検討し計画に盛り込みます。

カ 計画の見直しについて定めます（策定した計画の内容について定期的に見直しを行うよう定めます）

[参考]：防災活動体制の一つの例

下に示しましたのは、渋川市自治会マニュアルに示されている自主防災組織例です。自治会などを母体とした地域密着型の防災組織です。この組織に具体的な役割や担当者を定め、実効性のある組織にします。

### <自主防災組織(例)>



※ 各班に、人員を配置し正副班長を設ける。  
役員会は、本部役員と各班長で構成される。

渋川市自治会マニュアル

### (3) 地区防災計画対象範囲内の居住者との合意形成

計画対象地区内の居住者等の中で、合意形成を行ってください。(対象地区総会で議決など)

## 5 計画提案制度

地区防災計画制度では、地区居住者等の皆さまが作成した地区防災計画の素案を渋川市地域防災計画へ定めるよう渋川市防災会議に対して提案(計画提案)を行うことができます。

## 6 地区防災計画策定後の取り組み

### (1) 防災活動の実施

自主防災組織等の活動主体となる役員の方々が交代する場合があります。

いざ、突発的な災害の発生時に防災活動が、混乱なく実行できるように中核となる方々を中心に意識合わせの訓練を定期的に行うことが必要です。

また、訓練終了後は振り返りを行いましょ。訓練に参加された方々が多様な視点により新たな課題が見つかります。その課題を改善することで、より実効性のある地区防災計画を地域で作り上げていきましょう。

防災活動については防災訓練をはじめとして、防災活動内容の種類やレベル・度合い、範囲等について、渋川市にご相談いただければ要望に応じた防災活動内容をご提案させていただくなど、可能な限り支援をいたします。

### (2) 計画の見直し

年度初めなど、自主防災組織等の活動主体となる役員の方々の交代時や防災訓練後に、実効性の観点で地区防災計画の見直しを行うことが大切です。

その際、見直した内容によっては、再度計画提案を行い、渋川市防災会議で審議することになる場合もありますので、計画を見直しする際には、事前に渋川市にご相談をお願いします。

訓練で明らかとなった課題や、地域防災計画の修正などの国・県・市の防災関連情報の更新、地区の自然環境の変化、人口・社会の変化、地区の様々な活動の担い手の変化などに合わせて、地区防災計画を見直しましょう。

## 7 最後に

渋川市は、発災時に関係機関と連携し被災者の救助や物資支援などに全力をつくします。しかし、災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

渋川市の総人口に対し65歳以上の人の割合は36.5%（渋川市の統計令和6年度版）です。日本全体も同様に高齢化が進行しています。高齢者や障害のある方など、自ら避難することが困難な方には、地域の皆さんの支援が必要です。

男女がお互いの立場を理解しあい、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、互いに協力し合える地区防災計画の作成に取り組んでいただき、「自らの命は自らが守る」「地域の命は地域で守る」という防災意識のもとで共助による活動を活発化し、地域コミュニティの良好な関係が構築され、お互いに支え合い、より暮らしやすい地区を創っていただければと思います。